

科学技術基本法を改正へ、「科学技術・イノベーション基本法」となる

日本政府は3月10日、科学技術政策の理念や基本的な枠組みを定めた科学技術基本法の改正案を閣議決定した。これまでの自然科学に加えて哲学や法学などの人文・社会科学も加えて新しい価値を生み出すことを目的とした「科学技術・イノベーション基本法」の案をまとめました。人工知能（AI）やゲノム編集などの技術の発展で、倫理に関する議論や法整備の重要性が高まっていることに対応する。

現行の「科学技術基本法」は日本の科学技術の振興の基盤となる法律として1995年に成立したもので、政府は社会の在り方と科学技術が密接に関係する現状を背景に初めて本格的な改正案をまとめました。

改正案は、法律の名称を「科学技術基本法」から「科学技術・イノベーション基本法」に変え、科学的な発見や発明などで新しい価値を生み出して社会に普及させることなどを目的にしています。

この中では少子高齢化などの社会の課題を総合的に解決するため、法学や哲学などの人文科学の幅広い領域を新たに支援の対象にしています。支援対象から人文・社会科学を除外するとしていた文言を削除した。AIを使った兵器や生命医療などのルールづくりに応用する。温暖化や国境を越えた自然災害など地球規模の課題への活用も想定する。

また、研究者や事業を創出する人材の確保や育成も新たに掲げられています。

さらに関係する法律を改正して、内閣府に「科学技術・イノベーション推進事務局」を新設して、省庁を横断した司令塔の機能を強化するとしています。

改正案は2019年10月に方向性をまとめており、約半年間を渡って議論した。改正案は今の国会での成立を目指して提出され、政府は2021年度から始まる第6期の科学技術基本計画に反映させたいとしています。

科学技術基本法の見直しの方向性について

<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidokadai/4kai/sanko2.pdf>